

平成30年度 入札契約制度の改正について

岡山市水道局

1 社会保険等未加入対策

建設業の担い手の確保等を図り、建設工事の元請業者が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に未加入の建設工事業者を下請負人とすることを原則禁止します。（現行：一次下請負人のみ禁止）

なお、平成30年4月1日以降に公告等を行う建設工事を対象とします。
※違反した元請業者に対しては、下請契約の請負金額に応じた制裁金請求、指名停止、工事成績評定減点を行います。

なお、平成30年10月1日以降に公告等を行う建設工事を対象とします。

2 W T O対象工事における受注制限の見直し

地元業者の受注機会の拡大等を図り、低入札価格調査対象工事（許容価格1億円以上）を調査基準価格未満で落札し、履行中等であっても、新たにW T O（特定調達契約）対象工事（平成29年度現在 許容価格24億7千万円以上）を調査基準価格未満で落札できるものとします。

また、W T O対象工事を調査基準価格未満で落札し、履行中等であっても、新たに低入札価格調査対象工事を調査基準価格未満で落札できるものとします。

なお、平成30年4月1日以降に公告するW T O対象工事を対象とし、共同企業体の場合は、各構成員も含みます。